

第66回制度政策委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成19年12月18日(火) 14:00～

場 所 先物協会会議室

議 題 1. 委託者情報照会制度WGの中間報告について
2. その他

以 上

日本ファイナンス学会 (NFA)・アジアファイナンス学会 (AsFA)
合同国際学会 2008
開催趣意書

ここ数十年の間、ファイナンスという学問分野は、それが生み出す知識と技術の実務への応用という要請の下、経済学、応用数学、統計学、心理学、コンピュータ・サイエンス等、多くの分野との協力と競争によって大きな発展を遂げました。その中で、学問的成果の発表を通じた交流により、様々な分野の学者や実務家の間で新しいアイデアを広く交換し、またそのような交換の土壌を涵養する場として、学会—特に国際学会—は重要な役割を果たして来ました。

米国では 1941 年に創設された米国ファイナンス学会 (AEA) が中心となって盛んな活動が行なわれ、アジア地域や我が国でも 1990 年前後からファイナンスに関する学界の活動が盛んになってきています。日本ファイナンス学会 (NFA) そしてアジアファイナンス学会 (AsFA) は、共にこれらの地域の代表的学会の一つとしてこれまで協力して活動を続けてきました。その活動の一環として、来年 (2008 年) 7 月に東京で開催を予定していますのが合同国際大会です

実は、このような合同国際大会は 2 回目となります。第 1 回国際大会は 1998 年に東京で開催され 450 名が参加する大会となりました。第 2 回国際大会である今回は、アジア、オセアニアの各国から 300 名、日本から 450 名、合計 750 名程度の参加を見込む大きな大会となる予定です。参加者がこのように増えると予想されるのは、ここ 10 年の間に環太平洋地域でファイナンスの専門知識を有する人間が大きく増えたことでもあります。アジア・オセアニア地域の経済発展が著しかったこともその一因です。合同国際大会には、このような諸国でファイナンスの活動に従事する学者や高度な金融知識をもった実務家が参加すると期待されます。

大会では、様々なトピックについて発表と討議が行なわれます。資産運用、リスク管理、クレジット・デリバティブ、企業価値評価、M&A、会計情報と資産価格等の話のもとより、行動ファイナンス、アジアの金融市場、不動産、リアル・オプション、商品、環境・排出権・エネルギー、そしてイスラム金融まで話題の候補に挙げられています。さらに、著名な学者による講演、博士課程の大学院生の報告、また学部学生による参加イベント等の啓蒙活動も行なう予定です。

この国際大会を円滑に行なうことで、ファイナンスに関する新しい様々なアイデアを学者、実務家、そして若者の間で広く交換できる場を作り出し、研究と応用の一層の発展に貢献したいと考えます。そのために、皆様のご協力をお願い申し上げる次第です。

2007年4月1日

日本ファイナンス学会会長 新井富雄
アジアファイナンス学会会長 小林孝雄
NFA・AsFA 合同国際大会実行委員長 大橋和彦

日本ファイナンス学会 (NFA)・アジアファイナンス学会 (AsFA)
合同国際学会 2008 開催予定

2007年10月10日現在

日程：2008年7月6日(日)から9日(水)まで

会場：パシフィコ横浜 (横浜国際平和会議場 (PACIFIC CONVENTION PLAZA
YOKOHAMA、〒220-0012 横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号、
サミット候補地であった国際会議場)

開催主体：日本ファイナンス学会 (NFA)、アジアファイナンス学会 (AsianFA)

参加者：学会関係者 750名 (NFA450名、アジアファイナンス学会 300名) 程度に加え、
学生を中心とする一般参加者を予想。

目的：主にファイナンスに関する学問的成果の発表を通じた交流により、学界と実務界の
間で広くアイデアを交換し、また交換の土壌を涵養する。

構成：ファイナンス分野に関する研究・調査の報告 80セッション (240報告)
招待講演 4セッション (4報告)
特別セッション 5セッション (5報告)
学生参加イベント 1 (7月6日に予定)
晩餐会 等

招待講演者 (確定分)：

Prof. George Constantinides
(University of Chicago, President of the American Finance Association (2001))
Prof. Eduardo Schwartz
(UCLA, President of the American Finance Association (1996))、
Prof. Kenneth Singleton
(Stanford University)
Professor Ralph A. Walkling,
(Drexel University)

取引本証拠金・取引追証拠金の変遷

年 月	取引（委託）本証拠金	取引（委託）追証拠金	経 緯
平成元年 11 月	主務大臣が決定（従前どおり）	発生基準：値洗損が委託本証拠金の 1/2（又はその整数倍）を超えた とき 請求額：委託本証拠金の 1/2（又は その整数倍）に統一 不要となる時：値洗損が委託本証 拠金の 1/2（又はその整数倍） 以下となったとき	従前の追証拠金請求額は「損計算の範囲内」とされ、取引 員の裁量に委ねられていた。
平成 2 年 12 月 （改正商品取引所 法施行）	主務大臣が定める料率以上で商品取 引所が決定	従前どおり	
平成 15 年 6 月 （T + 1 移行）	主務大臣が定める料率以上で商品取 引所が定めた <u>委託本証拠金基準額以 上の額を受託会員が決定</u> (協会要望) 商品取引所が定める委託本証拠 金基準額以上の額を受託会員が任 意に設定 ⇒ 実現	発生基準、請求額、不要となる時期 は、いずれも「委託本証拠金基準 額」により算定 (協会要望) ①発生基準：値洗損が委託本証拠 金基準額の 1/2（又はその整数 倍）を超えたとき ⇒ 実現 ②請求額：委託本証拠金基準額の 1/2（又はその整数倍）以上、 値洗損の範囲内	T + 1 導入による場勘定決済期間の短縮に伴う取引員の 委託取引に係る場勘定立替負担を軽減させるため、全商連 「T + 1 推進会議」は、検討当初、以下の変更案を提案。 ① 取引所が定める委託本証拠金額以上で、取引員が 「当初証拠金」と、追証拠金の預託水準となる「取引 維持最低額」を定める。 ② 委託本証拠金から値洗損を差し引いた額が取引維持 最低額を下回った場合に、当初証拠金まで追加預託す る。 これに対し、先物協会は、取引員実務者等の意見も踏ま え、従前の追証拠金の考え方（値洗損が委託本証拠金の 1

		<p>⇒「値洗損の範囲内」は未実現</p> <p>③不要となるとき：本証基準額＋追証－値洗損が本証基準額を上回ったとき ⇒ 未実現</p>	<p>／2 を超えたときに発生) を踏襲した追証制度とし、請求額を当該 1／2 以上、値洗損の範囲内とするよう要望した。</p> <p>しかし、追証拠金の請求額を「値洗損の範囲内」とし取引員の裁量に委ねることは、建玉処分権の関係で委託者との間で混乱を招くおそれがあるとして、従前どおりの追証拠金制度が継続されることとなった。</p>
<p>平成 17 年 5 月 (改正商品取引所 法施行)</p>	<p>従前どおり (清算機関に預託した取引本証拠 金基準額の 1／2 は場勘定決済に充 当可能)</p> <p>(協会要望) 清算機関に預託する取引本証拠 金基準額の 1／2 は場勘定決済に 充当できることとし、商品取引所 が定める取引本証拠金以上の額を 受託会員が任意に設定 ⇒ 実現</p>	<p>発生基準：従前どおり 請求額：委託本証拠金基準額の 1／2 (又はその整数倍) 以上、値洗損 の範囲内 不要となるとき：本証基準額＋追証 －値洗損が本証基準額を上回った とき</p> <p>(協会要望) ①請求額：取引本証拠金基準額の 1／2 (又はその整数倍) 以上、 値洗損の範囲内 ⇒ 実現 ②不要となるとき：本証基準額＋ 追証－値洗損が本証基準額を上 回ったとき ⇒ 実現</p>	<p>改正商品取引所法により、委託者が預託した取引証拠金は全額取引所(清算機関)に預託することとされたことから、先物協会では、委託取引に係る場勘定決済資金の流動性を確保する観点から、制度政策委員会において次の 2 通りの変更案を検討。</p> <p>A 案：制限値幅の 1.5 倍相当額の取引本証拠金を全額取引所に預託し、その 50%を場勘定へ充当可能とする。</p> <p>B 案：取引所に預託する取引本証拠金は制限値幅の 1 倍相当額とし、場勘定充当資金は取引員が取引本証拠金を上回る「委託証拠金」を定め、そこから充当する。(金融機関等に分離保管)</p> <p>上記B案とした場合、日々の値洗損に対処できるよう取引員が取引本証拠金を上回る委託証拠金を設定することが求められるが、自己決定力が十分でない社は違約リスクが高まること、また、証拠金の自由化となるため、ダンピング競争を招来しかねず、大きい影響を及ぼすおそれがあることから、先物協会はA案を要望することを選択した。</p>

平成19年12月13日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

商品先物取引等に係る税制要望の結果について

商品先物取引に係る決済損益と商品ファンドに係る収益分配金・償還損益について、上場株式の譲渡損益等との損益通算を認める等、金融所得間の損益通算の範囲を拡大し金融所得一元化を進めることという、いわゆる「金融所得課税の一元化」要望については、2008年度以降の引き続きの検討課題とされることが、「2008年度税制改正大綱」の中で明らかとなりました。2008年度には実現しないけれども、将来的実現の可能性は、税制改正大綱上において確保されています。業界としての再チャレンジができる取扱いとなっていることをご報告申し上げます。

「預貯金から投資へ」の流れの中で、今後、一般投資家による株式取引比率が高まることを考慮すれば、商品先物取引の決済損益等が金融所得一体課税の対象に含まれることは一般委託者にとって望ましい要求であるといえます。

税制要望の実現に向けての関係各位の御尽力を心より感謝申し上げ、取り急ぎのご報告とさせていただきます。

(金融所得課税に係る引続き検討の部分の抜粋)

金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

(説明)

政府与党の「2008年度税制改正大綱」において、金融所得課税の一体化に関しては、上記のように表現されています。商品先物取引決済損益と商品ファンド分配金・償還損益は、「その他の金融資産性所得」の中に含まれるという考え方です。金融資産としての所得とまでは言えないが、金融資産性の所得ではあるという位置づけとなっていると言えます。

以上